

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付及び障害補償給付をしない旨の処分並びに平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aに所在し、鋳物用木型の製造を業とするB会社（以下「会社」という。）の代表取締役の長男であり、会社の事務全般及びCAD作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日から労働保険事務組合に労働保険事務を委託し、労災保険法第34条の規定に基づく中小事業主等の特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入していたところ、平成〇年〇月頃から体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「双極性障害」と診断された。

請求人は、上記の精神障害を発病したのは、恒常的な極度の長時間労働等、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付、障害補償給付及び療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、D医師は、平成○年○月○日付け診断書及び平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月頃に「双極性障害」を発病したと診断しており、E医師も、「双極性障害」の診断は妥当である旨述べている。請求人の症状等に照らすと、これらの所見は妥当であり、当審査会としても、請求人は平成○年○月頃に「双極性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものであると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、本件疾病が発病したのは、恒常的な極度の長時間労働があったことや請求人が考案した新しい製造方法を導入したことにより過酷な労働になったことが原因であると述べ、発病前の平成○年○月から同年○

月までのタイムカードによると、1か月当たりの時間外労働時間数は、最大で179時間43分、8か月間の平均でも157時間30分にもなると述べている。

- (4) そこで検討すると、まず、請求人は特別加入者であることから、事業主の立場において行う事業主本来の業務については労災保険の対象とはならず、事業のためにする行為やこれに直接附帯する行為を行う場合についてのみ労災保険の対象となるものである。

この点について、請求人らは、会社では業務執行権を有する取締役は社長だけであることから、社長及びその妻以外は、請求人を含め、社長の指揮命令に従っており、明確な使用従属関係にあったものであり、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者である旨述べている。しかし、請求人は社長の長男であるところ、一件記録をみても、同人に社長の指揮命令が及んでいることを示すものはなく、一方、給与支払明細一覧表によると、毎月〇円という極めて高額な金員が支払われており、社長の指揮命令下において、労働者として業務に従事していたとは判断し難い。さらに、社長は、請求人を記名した労災保険特別加入申請書及び変更届までも提出し、請求人の特別加入が正式に承認されていることに照らすと、請求人が労働基準法上の労働者として認識され、また、そのような環境の下で業務に従事していたとは判断できないものである。

- (5) そこで、特別加入者として労災保険給付の可否決定を判断する際に労働時間であると認められる範囲について検討すると、特別加入申請書において労働者の始業及び終業の時刻は「午前8：00～午後5：00」と記載されている。また、会社の労働者は、そのタイムカードによると、おおむね午後7時には退社していることが認められることから、同時刻以降、請求人は、労働者を伴うことなく単独で業務に従事していたものと推認される。そうすると、おおむね午後7時以降の請求人の業務は労災保険の対象とはならないものとなる。

会社の労働者のタイムカードによると、会社の労働者の1か月当たりの時間外労働時間は最大でも47時間程度であり、当該事実は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」

（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）との出来事に該当するものとも認められず、さらに、会社の労働者について、2週間以上にわたって連続して勤務していた事実も確認することはできない。

(6) 請求人らは、その他、ノルマが達成できなかった等、縷々主張するが、一件記録をみても、これらの事実を具体的に裏付ける申述等はなく、また、詳細な調査に応じていなかった以上、その真偽を探ることもできないものであり、請求人らの主張を認めることはできない。

(7) 以上からすると、業務による心理的負荷となる出来事は認められないものと判断する。

なお、請求代理人は、本件公開審理において、D医師がその意見書の中で本件疾病は労働環境に起因するものであることが極めて高いとしており、同意見書の内容は確定している旨主張しているが、同医師の意見は単に業務が発病原因となる可能性があることを示唆したものにすぎず、同医師の意見をもって直ちに業務と本件疾病との間に相当因果関係があるものとは認めることができないものであり、その主張を採用することはできない。

(8) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(9) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、本件疾病発病前6か月間において、請求人には業務による心理的負荷となる出来事が認められず、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであると認めることはできないから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付、障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。